

大阪公立大学における内部質保証に関する基本方針

2022年4月1日

内部質保証会議

1 目的

この基本方針は、大阪公立大学（以下、「本学」という。）がその使命や目的を実現するために、内部質保証に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

2 内部質保証

本学における内部質保証は、教育及び研究、組織及び運営、並びに施設及び設備の状況について継続的に点検及び評価を行い、その結果に基づいて絶えず改善及び向上を図ることを通じ、本学の教育研究等の質を保証することをいう。

3 責任及び実施体制

(1) 最高責任者

- a 内部質保証に関する業務を統括し、最終責任を負う者として、最高責任者を置く。
- b 最高責任者は、学長をもって充てる。

(2) 統括責任者

- a 最高責任者を補佐し、内部質保証に関する業務を実質的に統括する者として、統括責任者を置く。
- b 統括責任者は、教育戦略担当副学長をもって充てる。
- c 統括責任者は、最高責任者の指示に基づき、内部質保証に関し必要な措置を講ずるものとする。

(3) 実施体制

- a 内部質保証体制は、別表のとおりとする。
- b 内部質保証会議は、各分野の内部質保証に関する状況を把握し、全学の内部質保証に関する業務を所掌する。
- c 各分野の内部質保証組織に推進責任者を置き、推進責任者は、所掌する委員会等において、内部質保証を推進する。
- d 教育研究上の基本組織（学部、学域、研究科及び国際基幹教育機構）に推進責任者を置き、各学部長、学域長、各研究科長及び国際基幹教育機構長をもって充てる。推進責任者は、各教育課程に関する内部質保証（以下、「教育の内部質保証」という。）を推進する。
- e 教育の内部質保証に関する基本的事項については、別に定める。

この方針は、2023年5月19日より施行し、本方針（2022年4月1日施行）附則第2項の規定は、2022年4月1日から適用する。

附 則

この基本方針は、2024年4月1日より施行する。

別表（3関係）

内部質保証の分野	実施組織	推進責任者
教育	教育推進本部会議	教育戦略担当副学長
学生支援	教育推進本部会議	学生担当副学長
学生の受入	入試推進本部会議	入試担当副学長
研究	学術研究推進本部会議	研究戦略担当副学長
産学官民共創	産学官民共創推進本部会議	産学官共創・知財担当副学長
国際化	国際化推進本部会議	国際交流担当副学長
社会連携	社会連携推進本部会議	社会連携戦略担当副学長
施設・設備	施設管理委員会	学長が指名する副学長
情報システム	情報システム委員会	情報基盤センター長
図書館	図書館委員会	図書館機構長
教職課程	教職課程委員会	教育担当副学長